

(平成23年4月6日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認香川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 7 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年 4 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 2 月から 57 年 3 月まで
② 昭和 62 年 4 月から同年 8 月まで
③ 平成 2 年 10 月
④ 平成 3 年 10 月から 4 年 1 月まで

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間について、保険料納付の事実が確認できないとの回答を受けたが納得できない。

申立期間①について、婚姻前は国民年金保険料を納付していなかったが、昭和 57 年 5 月の婚姻後、A 町役場（当時）の職員にこれまで納付していなかった保険料を遡って全て納付するよう勧められた。数日間だったと記憶しているが、この期間中に納付するようという納付書が自宅に届き、その納付書に現金を添えて公民館で納付した。公民館では、部屋の中に社会保険事務所（当時）の職員と思われる人を含め数人おり、その人に保険料を納付した。

加入手続及びその後の保険料納付は夫がしてくれたが、この時の納付については、私自身が行い、納付した保険料額は 10 万円程度だったと記憶している。当時、経理を担当していた義母から夫が保険料を借り、その後、1 年間くらいかけて、生活費として渡されるお金から毎月 1 万円ずつ差し引いて義母に返還した。

申立期間②、③及び④については、厚生年金保険との切替手続等具体的なことは覚えていないが、夫が夫自身の保険料と一緒に私の保険料も納付してくれたので、申立期間全てを通して未納期間は無いはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金受付処理簿により、昭和 57 年 6 月頃に払い出されていることが確認でき、申立人が加入手続をしたとする時期と符合している上、申立人が、A 町に転入後まとめて納付したと主張する保険料額は、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点で納付することが可能である 55 年 4 月から 57 年 3 月までの期間の過年度保険料額とおおむね一致しており、その主張する納付方法も、一般的な過年度保険料の集合徴収と一致していることが確認できるなど、申立人の主張は、基本的に信用できる。

また、A 町において、申立人の前後に国民年金手帳記号番号の払出しを受けた者で、同手帳記号番号の払出しの時期より前に遡って国民年金被保険者資格を取得している 34 人のうち、26 人が過年度納付していることが確認でき、同町においては、過年度保険料の納付について、積極的に勧奨を行っていた状況がうかがえることから、申立人も、同町役場の勧奨に従い、昭和 55 年 4 月から 57 年 3 月までの保険料を過年度納付したものと考えられる。

一方、申立期間①のうち、昭和 50 年 2 月から 55 年 3 月までの期間については、当該期間当時に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立人も、結婚前には国民年金保険料を納付していなかったとしており、申立人が国民年金手帳記号番号の払出しを受けた時点では、時効により納付できなかったものと考えられる上、A 町において申立人の前後に同手帳記号番号の払出しを受けた者の納付状況からも、過年度納付が可能な期間を超えて保険料を徴収していた状況はうかがえない。

また、申立期間②、③及び④について、いずれも厚生年金保険被保険者資格を喪失した直後の期間であり、同資格を喪失した時点で、市町村において国民年金の被保険者資格種別変更手続を行う必要があるところ、A 町で平成 3 年 3 月まで使用されていた被保険者名簿において、申立期間②及び③は、国民年金第 1 号被保険者期間として記録されておらず、同年 4 月から使用された同町の被保険者名簿において初めて第 1 号被保険者期間として記録されていること、申立期間④の後の 5 年 2 月からの国民年金第 1 号被保険者期間については、納付済みとなっているものの、同町の被保険者名簿から、過年度納付していることが確認できることなどを踏まえると、申立人は、厚生年金保険被保険者資格喪失後、速やかに国民年金第 1 号被保険者資格種別変更手続を行っていなかったものと考えられる上、当該期間当時に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、当該期間の保険料を夫の保険料と同時に納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立人の保険料を納付していたとする夫の被保険者資格種別変更手続に関する記憶は曖昧である上、当該期間の申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保

険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年 4 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和45年10月20日）及び資格取得日（46年1月4日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立人の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月20日から46年1月4日まで

私は、昭和44年にA社に入社し、53年1月に退職するまで、同社工場間の異動はあったものの、継続して勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者記録に3か月の欠落が生じている。

申立期間当時は、昭和44年10月のA社C工場が全焼した火災により、同社C工場に在籍のまま、同社D工場で勤務していた時期と思うが、当該火災により、同社C工場に係る従業員の厚生年金保険に関する書類が全て焼失したため、厚生年金保険被保険者記録が欠落したと考えられるので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、年金事務所の記録では、A社C工場において、昭和44年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、45年10月20日に資格を喪失後、46年1月4日に同社において資格を再取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、雇用保険の被保険者資格記録から、申立人は、申立期間において、A社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人と同日の昭和44年4月1日にA社C工場において、厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚のうち、申立人と同学年の男性従業員

15 人の同社に係る厚生年金保険被保険者記録を見ると、当該同僚全員が、申立期間及びその前後の期間において、同社C工場に係る厚生年金保険被保険者記録が継続していることが確認できる上、このうち複数の同僚は、「私は、同社C工場の火災後、しばらくの期間、同社の他工場で働いていた。」旨供述しているところ、当該同僚の厚生年金保険被保険者記録及び勤務状況は、申立人の主張と符合していることから判断すると、申立人は、申立期間当時、同社C工場に在籍のまま、同社D工場で勤務していたと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、前述の同僚 15 人のA社C工場における標準報酬月額の推移から判断すると、申立人の同社C工場における昭和 45 年 9 月の社会保険事務所（当時）の記録から、7 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、「今回の申立ては、申立期間の弊社の手続ミスと考えられ、申立人からは保険料を控除しているが、社会保険事務所に対しては、保険料を納付していない。」旨供述していることから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 45 年 10 月から同年 12 月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から平成元年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から平成元年3月まで

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間について、未加入であるとの回答を受けたが納得できない。

申立期間当時、私は学生であり、A区に居住していたが、実家のあるB市で母親が国民年金加入手続をし、同市内の金融機関で保険料を納付してくれていた。20歳になれば国民年金に加入し保険料を納付することは、国民の義務として当然のことであるのに、その記録が無いのはおかしい。母親は高齢であり、当時のことはほとんど覚えていないと聞いているが、納付したことは間違いない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、同手帳記号番号の前後の払出し状況から、平成3年4月以降に払い出されていることが確認でき、ほかに別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立期間当時、申立人は任意加入対象者であったことから、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の国民年金保険料を遡って納付することはできなかつたものと考えられる。

さらに、申立期間について、申立人自身はA区に居住していたが、実家のあるB市で母親が国民年金加入手続をし、保険料を納付したと主張しているが、申立人は、改製原附票から、申立期間当時、A区で住民登録をしていたことが確認できることから、B市で国民年金加入手続をし、保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していた

ことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 9 月 21 日から同年 12 月 9 日まで

私は、A社で昭和 52 年 9 月 20 日まで勤務し、同年 9 月 21 日からB社（後に、C社に組織変更。平成 21 年に解散）がD県で出店していた同社E店で勤務した後、同社F店に異動したが、同社E店で勤務していた期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。

A社及びB社は、関連会社であり、継続して勤務していたことから勤務期間に空白があることは考えられず、申立期間においても厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社及びB社は、両社の登記簿謄本から関連会社であったことがうかがえるところ、申立人は、「関連会社に継続して勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録に空白が生じるとは考えられない。」と主張している。

しかしながら、申立人は昭和 52 年 7 月 1 日から同年 9 月 21 日までは、A社で、同年 12 月 9 日からB社で厚生年金保険被保険者記録が確認できるものの、A社が適用事業所に該当していた同年 7 月 1 日から平成 9 年 3 月 1 日までの期間において、同社に係る被保険者記録が確認できる同僚 362 人のうち、B社においても被保険者記録が確認できるのは、申立人のみであることから、両社間で従業員の異動が行われていたとは考え難い上、A社の元取締役は、「申立人が同社からB社に移ったのは、転勤ではなかったと思う。」旨の供述をしており、A社及びB社における複数の同僚は、申立人が両社で勤務していたことは覚えているものの、申立人がA社からB社で働くことになった経緯や両社間における継続勤務に関する供述を得ることができない。

また、申立人の雇用保険の被保険者記録を見ると、申立人は、A社を昭和

52年9月20日に離職した後、同年11月21日にB社において被保険者資格を取得していることが確認できる。

一方、B社のF店は、複数の同僚の供述から昭和52年12月8日に開業したものと推認でき、同年12月9日付けで、申立人を含む19人が一斉に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。当該19人のうち、供述を得られた4人の雇用保険の被保険者資格取得日は、厚生年金保険の被保険者資格取得日より前の同年11月21日から同年12月1日までの間であることが確認できる。当該同僚の厚生年金保険被保険者資格取得日前の勤務地については、4人中3人が申立人と同じ隣県の同社E店、1人が同社F店としている。これらを併せて判断すると、同社は、同社F店開業に伴い採用した従業員について、同社F店開業までの期間は同社E店又は開業前の同社F店で勤務させていたものの、厚生年金保険被保険者資格の取得手続は、同社F店開業に併せて同年12月9日に行ったものと考えられる。

さらに、B社の元総務責任者から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認標準報酬額決定通知書において、申立人の同社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は、昭和52年12月9日となっており、申立人に係る同社の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録と一致していることが確認できる上、当該元総務責任者は、「申立期間当時、雇用保険の加入手続は、各店舗で行っていたが、健康保険及び厚生年金保険の加入手続は、本社（G県）で一括して行っていた。申立人の同社への入社経緯は分からないが、厚生年金保険被保険者資格取得届を提出する前に、給与から厚生年金保険料を控除していない。」と供述している。

このほか、申立てに係る事実及び申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 11 月 1 日から 10 年 5 月 1 日まで

私は、A社の代表取締役社長であり、申立期間を含めて、自分の給与は固定給 22 万円と決めていたにもかかわらず、年金事務所の標準報酬月額に係る記録では、平成 9 年 11 月から 10 年 4 月までの期間、11 万円となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人に係る申立期間の標準報酬月額については、当初、22 万円と記録されていたところ、A社が適用事業所に該当しなくなった平成 10 年 12 月 22 日の直後の同年 12 月 25 日付けで、遡及して 11 万円に減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、A社の登記簿謄本により、申立期間当時、申立人は同社の代表取締役であることが確認できる上、オンライン記録から申立期間当時、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者は、申立人のみであることが確認できる

また、申立人は、「A社においては、私が社会保険手続を行っており、事業主印も管理していた。同社を休業することになり、休業届を税務署に提出した際、社会保険事務所（当時）にも健康保険厚生年金保険適用事業所全喪届を提出したが、標準報酬月額の減額訂正に係る月額変更届を提出した記憶は無い。」と主張しているが、申立期間に係る遡及訂正処理日及び申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失処理日は、いずれも平成 10 年 12 月 25 日で同一であることから、社会保険事務所が事業主であった申立人の同意を得ずに、又は申立人の一切の関与も無しに、独断で標準報酬月額に係る記録訂正処理を行ったとは考え難い。

これらの事情及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 3 月 1 日から 54 年 3 月 29 日まで
② 昭和 56 年 11 月 2 日から 60 年 4 月 22 日まで
③ 昭和 60 年 4 月 22 日から平成 4 年 1 月 13 日まで

申立期間①について、A社B工場においては、毎日4時間の残業や徹夜作業、休日出勤があったことから、報酬月額は入社時で4万円、退職時には24万円であったと記憶している。

しかし、年金事務所の標準報酬月額に係る記録は、入社時が2万6,000円、退職時が17万円となっている。

申立期間②について、C社においては、毎日2時間の残業や休日出勤があり、高所作業手当や寒冷手当も支給されていたことから、報酬月額は入社時で20万円、退職時には27万円であったと記憶している。

しかし、年金事務所の標準報酬月額に係る記録は、入社時が13万4,000円、退職時が15万円となっている。

申立期間③について、D社においては、日勤の12時間労働と夜勤の12時間労働を1週間交替で行う厳しい作業工程であり、モールド作業手当や深夜作業手当が支給されていたことから、報酬月額は入社時で22万円、退職時には29万円であったと記憶している。

しかし、年金事務所の標準報酬月額に係る記録では、入社時が16万円、退職時が24万円となっている。

いずれの期間も、標準報酬月額の記録が、実際の報酬月額に比べ低くなっているため、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の

保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の適否を判断することとなる。

申立期間①について、申立人は、A社B工場における報酬月額について、「同社入社時で4万円、退職時には24万円であった。」と主張している。

しかしながら、A社から提出された申立人に係る「被保険者資格確認および標準報酬決定通知書」及び「被保険者資格喪失確認通知書」を見ると、申立人の標準報酬月額については、資格取得時は2万6,000円、資格喪失時は17万円であることが確認でき、いずれもオンライン記録上の標準報酬月額と一致している。

また、申立人と同日の昭和43年3月1日に、A社B工場において厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚で供述を得られた5人中4人は、「私のA社B工場における標準報酬月額の記録は事実と相違しているとは思わない。」旨の供述をしている上、当該同僚のうち1人から提出された申立期間当時の給与明細を見ると、厚生年金保険料として控除されている金額は、オンライン記録上の標準報酬月額に基づく保険料額より少ない月が2か月あるものの、他の期間については、全てオンライン記録上の標準報酬月額に基づく保険料額と一致していることが確認でき、厚生年金保険法に基づく標準報酬月額の定時決定及び随時改定もおおむね適切に行われていることが確認できる。

さらに、申立人及び前述の同僚5人について、申立期間におけるオンライン記録上の標準報酬月額及びその推移を見ると、いずれもほぼ同様な水準で推移しており、申立人の記録のみが著しく低額とは言えない。

加えて、A社は、「現存する資料は、提出している『被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書』及び『被保険者資格喪失確認通知書』のみであり、申立人の申立期間当時の報酬月額及び厚生年金保険料控除額が確認できる資料は無い。」と回答している。

また、A社B工場に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、標準報酬月額が遡及して訂正された形跡は無く、当該記録に不自然な点は見当たらない。

申立期間②について、申立人は、C社における報酬月額について、「同社入社時で20万円、退職時には27万円であった。」と主張しているところ、申立期間当時、同社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚で供述を得られた8人のうち1人は、「申立人が入社した頃、申立人から報酬額が20万円ぐらいと聞き、私の方が申立人より多くもらっていると思った記憶がある。」と供述しており、当該金額は、申立人の主張する資格取得時の報酬月額

と一致している。

しかしながら、前述の同僚8人は、いずれも申立期間の給与明細書等の関連資料を保管していないことから、申立期間当時の報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない上、このうち、申立人の入社時の報酬月額について供述している同僚1人を含む5人は、「私の標準報酬月額の記録が事実と相違しているかどうか分からない。」と供述しており、他の3人は、「標準報酬月額として記録されている金額は、申立期間当時の報酬額と相違していないと思う。」旨の供述をしている。

また、申立人及び前述の同僚8人について、申立期間におけるオンライン記録上の標準報酬月額の推移を見ると、いずれも同様な傾向で推移しており、申立人の記録のみが著しく低額とは言えない上、申立人の主張する標準報酬月額は、他の同僚と比べて著しく高額であることが確認できる。

さらに、C社は、「申立期間当時の資料は保存期限が過ぎているため残っておらず、申立人の報酬月額や厚生年金保険料控除額等は不明である。」旨回答している上、当時の事業主も既に死亡していることから、申立期間当時の同社における申立人の報酬月額や厚生年金保険料控除額に関する関連資料及び供述を得ることができない。

加えて、C社に係る被保険者名簿において、申立人の標準報酬月額が遡及して訂正された形跡は無く、当該名簿に不自然な点は見当たらない。

申立期間③について、申立人は、D社における報酬月額について、「同社入社時で22万円、退職時には29万円であった。」と主張している。

しかしながら、申立期間のうち、昭和60年12月から平成4年1月までの期間については、D社から提出された申立人に係る賃金台帳に記載された報酬月額を見ると、昭和61年5月、62年5月、同年7月、63年5月、平成2年7月、同年8月及び同年11月については、おおむね申立人の主張する報酬月額であるが、他の期間については、申立人の主張する報酬月額より低額であることが確認できる上、同社から提出された申立人に係る「被保険者資格喪失確認通知書」を見ると、資格喪失時の標準報酬月額は24万円となっており、オンライン記録上の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、D社から提出された申立人に係る賃金台帳により、給与から控除されている厚生年金保険料額を見ると、昭和60年12月から平成4年1月までの期間のうち、3年1月から同年3月までの期間については、オンライン記録上の標準報酬月額に基づき本来控除すべき保険料よりも低額の保険料となっており、他の期間については、全てオンライン記録上の標準報酬月額に基づく保険料額と一致していることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

さらに、申立期間のうち、昭和60年4月から同年11月までの期間については、D社は、「当該期間の賃金台帳については廃棄処分している。」と回答し

ていることから、当該期間に係る申立人の報酬月額や厚生年金保険料控除額については確認できないが、前述の状況から、当該期間についてもオンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額が控除されていたと推認できる。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 12 月 21 日から 52 年 7 月 1 日まで

私は、高等学校在学中の昭和 51 年 12 月 21 日から、卒業後の就職先である A 社からの要請で関連会社である B 社（後に、C 社）で働いていた。

B 社で働いていた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いが、当該期間においては給与から保険料を控除されていたと思うので、同保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、B 社における厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚は、「申立人は、高校在学中から私と一緒に同社で働いていた。」と供述していることから、申立人が申立期間当時、同社で勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A 社が厚生年金保険の適用事業所に該当したのは昭和 52 年 7 月 1 日であるところ、申立人と同様に高校卒業後、すぐに同社に就職し、同社における被保険者資格取得日が申立人と同じ同年 7 月 1 日となっている同僚二人は、それぞれ、「私は、高校卒業後すぐの同年 3 月から B 社で研修を受けていたが、厚生年金保険の被保険者となったのは、A 社で働き始めた頃の同年 7 月 1 日であり、同社で厚生年金保険及び健康保険に加入するまでの期間については父親の被扶養者になっていたと思う。」、「A 社の就職予定者が、同社と B 社の 2 か所で研修を受けていたことを記憶している。私は、同年 3 月から A 社でレジ打ち等の研修を受けていたが、同社で厚生年金保険の被保険者となったのは、同年 7 月 1 日であり、私の夫も同時期に同社で研修を受けていたが、同保険の被保険者となったのは同年 7 月 1 日からである。」と供述している。

また、C 社は、既に解散し、厚生年金保険の適用事業所にも該当しなくなっている上、申立期間当時の事業主も既に死亡していることから、申立期間当時

の申立人に係る厚生年金保険の取扱いについて、供述及び関連資料を得ることはできないが、申立期間の数年後に同社で厚生年金保険被保険者資格を有することが確認できる事業主の子女は、「申立期間当時の書類は全て廃棄していることから、申立人の厚生年金保険の取扱いは分からない。しかし、同期入社の新卒の同僚が昭和 52 年 7 月 1 日から A 社で厚生年金保険に加入しているのであれば、申立人も B 社で働いていた同年 7 月 1 日より前の期間は、見習期間としてアルバイト的な扱いにしていたのではないかと思う。給与から保険料を控除しておきながら社会保険に加入していないということはある得ない。」と供述している。

これらを併せて判断すると、A 社への就職が決まっていた申立人は、B 社で研修を兼ねて勤務していた期間は見習期間として厚生年金保険に加入しておらず、A 社が適用事業所となった昭和 52 年 7 月 1 日に、他の同僚と共に、被保険者資格を取得したものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険第四種被保険者に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月 10 日から同年 8 月 1 日まで

私は、昭和 59 年 6 月 1 日に A 事業所に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失した時点で、年金を受給するのに必要な被保険者期間である 15 年に 14 か月不足していたので、厚生年金保険を任意継続し、第四種被保険者となったが、60 年 4 月からは B 事業所で働くようになったことから、同事業所で厚生年金保険被保険者資格を再取得した。

第四種被保険者となった際、昭和 59 年 6 月 1 日から被保険者期間を満たす 60 年 8 月 1 日までの期間の 14 か月分の厚生年金保険料を一括して納付したにもかかわらず、B 事業所において、厚生年金保険被保険者資格を再取得した後の同年 4 月から 7 月までの期間については、ねんきん特別便に当該記録が反映されていなかった。

上記のことについて、年金事務所に問い合わせたところ、B 事業所において、厚生年金保険被保険者資格を再取得していることから、昭和 60 年 4 月 10 日に第四種被保険者資格を喪失し、納付済みの同年 4 月及び 5 月の保険料は還付しており、同年 6 月及び 7 月の保険料については、未納となつていとの説明を受けたが、還付を受けた記憶は無く、未納ということにも納得できない。

また、第四種被保険者期間に係る厚生年金保険料は、同被保険者となった際に一括して納付したにもかかわらず、年金事務所の記録では、昭和 59 年 8 月に 2 回、60 年 4 月及び同年 5 月の 4 回に分けて納付した記録になっており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A 事業所を退職した際、年金を受給するのに必要な被保険者期

間に14か月足りなかったため、第四種被保険者資格を取得し、昭和59年6月1日から60年8月1日までの期間の厚生年金保険料について、一括して納付した。」と主張しているところ、同事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書及び同事業所に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票においても、申立人は、59年6月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、申立人に係る厚生年金保険第四種被保険者原票において、A事業所を退職した時点で、35歳以降に166月の厚生年金保険被保険者期間があり、被保険者期間(180月)を満たすまでに14月不足(180-166=14)している旨の記載がある上、期間満了年月日は、昭和60年8月1日となっていることが確認できる。

しかしながら、昭和60年改正前の厚生年金保険法第17条により、「第四種被保険者は、厚生年金保険の適用事業所に使用され被保険者となったときは、第四種被保険者としての資格を喪失する。」と定められているところ、B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ると、申立人は同事業所において、60年4月10日に厚生年金保険被保険者資格を再取得したことが確認できる上、前述の申立人に係る厚生年金保険第四種被保険者原票において、同日付けで、第四種被保険者資格を喪失していることが確認できる。

さらに、B事業所は、「申立期間当時の厚生年金保険被保険者資格取得時の取扱いについては、当時の職員がおらず、関連資料も残っていないが、現在は同保険被保険者資格取得時には、年金手帳等により基礎年金番号を確認した上で届出を行っていることから、申立期間当時も同様な取扱いであったと思う。」旨の供述している上、申立人に係る同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載されている厚生年金保険被保険者番号は、同保険第四種被保険者原票に記載された記号番号と同一であることが確認できることから、同事業所は申立期間当時、申立人の同保険被保険者番号を確認した上で、取得手続を行っていたものと推認できる。

加えて、第四種被保険者資格の喪失に伴って生じる過誤納金(第四種被保険者として既に納付している保険料)について、申立人は、「厚生年金保険の被保険者資格を再取得した昭和60年4月以後の保険料の還付を受けた記憶は無い。」と主張しているところ、当該過誤納金の還付の事実を確認できる還付整理簿は無いものの、申立人の第四種被保険者期間に係る債権管理簿において、同年4月から同年6月までの期間については、「調定取消」と押印された上、そのうち同年4月及び同年5月については、「誤納」と押印されており、当該2か月間の保険料として記載された金額は、申立人の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の2か月分と一致していることが確認できるなど、その記載内容に不自然な点は見当たらない上、過誤納金の還付手続については、第四種被保険者資格の喪失に伴う還付金額が決定された後、保険料等の還付請求書の送付

をもって当該還付金額が本人宛に通知され、本人からの請求に基づき還付されることが一般的であることから、当該過誤納金についても、60年4月10日付けの第四種被保険者資格の喪失に伴い還付がなされたものとするのが相当である。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の申立期間における厚生年金保険第四種被保険者に係る記録の訂正を認めることはできない。

なお、申立人は、「第四種被保険者期間の厚生年金保険料は、昭和59年6月に60年7月分までの14か月分を一括して納付した。」と主張しているが、申立人の第四種被保険者期間に係る債権管理簿を見ると、第四種被保険者期間に係る保険料は、59年6月から同年8月までの3か月分、同年9月から60年3月までの7か月分、同年4月分及び同年5月分の4回に分けて納付している記録となっていることが確認できる。

また、昭和58年5月14日付け社会保険庁告示第8号により、申立人が第四種被保険者となった時点において、第四種被保険者の保険料を前納できたのは、「60年3月」までと規定されているところ、債権管理簿に記載された前述の納付期間のうち、59年9月から60年3月までの期間(7か月分)については、59年8月25日に前納した記録となっている上、当該期間の保険料額は、同告示8号に定められている申立人の標準報酬月額に基づき7か月分を前納する場合の保険料額と一致している。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 10 月 1 日から平成 3 年 7 月 1 日まで
② 平成 9 年 4 月 1 日から 10 年 1 月 9 日まで

申立期間は、A社の代表取締役として勤務し、申立期間を通して50万円の役員報酬を受けており、標準報酬月額については、41万円から50万円として届出を行った。申立期間の標準報酬月額を引き下げる理由は無く、保険料の滞納もしておらず、後から標準報酬月額を減額する届出もしていない。社会保険事務所(当時)が勝手に引き下げたと考えられるので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、A社に係る厚生年金保険被保険者の中で、申立人以外に、当該期間中に標準報酬月額を引き下げられた記録がある者はいない上、申立期間①中に被保険者期間がある従業員は、「私が同社で勤務していた期間中は、同社の経営状況は特に悪くはなかったと思う。」と供述している。

しかし、A社は、平成10年1月9日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間当時の保険料控除が確認できる関連資料も無く、申立人も同社における給与明細書又は源泉徴収票を所持していないことから、実際の報酬月額や厚生年金保険料の控除額を確認することができない。

また、申立人は申立期間①及び②を通して、A社の代表取締役であったことが、同社の法人登記簿謄本から確認できる上、申立人は、申立期間当時、同社の代表取締役社長として厚生年金保険に係る届出について確認を行う立場にあったことを認めているとともに、複数の元従業員が「申立人は申立期間当時、同社の代表取締役であった上、社会保険事務に関与していた。」と供述していることから、申立人は厚生年金保険料の納付について知り得る立場にあったも

のと考えられる。

さらに、A社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録を見ても、同社が適用事業所に該当しなくなった日より後に申立期間に係る標準報酬月額を遡って訂正するなどの不自然な処理が行われた形跡は確認できない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

これらの事情を総合的に判断すると、仮に、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができたとしても、申立人は、申立期間当時、当該事業所の代表取締役として、自身の給与計算や社会保険の届出事務に関与し、厚生年金保険料の控除及び納付について知り得る立場であることは明らかであり、上記のとおり、特例法第1条第1項ただし書に規定する「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、当該期間については、同法に基づく記録訂正を行う必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 9 月から 17 年 8 月まで

私のA社における申立期間の給与額は、交通費を入れて月額 26 万 7,000 円くらいであったと記憶しているが、日本年金機構における標準報酬月額の記録は、それよりも低額となっているので、調査の上、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなるところ、A社から提出された申立期間に係る賃金台帳の写しによると、報酬月額に基づく標準報酬月額が、オンライン記録上の標準報酬月額より高額である期間も確認できるものの、給与から控除された厚生年金保険料額に基づく標準報酬月額は、全ての期間において、オンライン記録上の同報酬月額と一致していることが確認できる。

また、年金事務所から提出された平成 16 年 9 月の定時決定における申立人に係る「届出内容一覧表」の写し並びにA社から提出された前述の賃金台帳の写し、「平成 15 年分給与所得・退職所得に対する所得税源泉徴収簿」の写し、「平成 16 年分給与所得・退職所得に対する所得税源泉徴収簿」の写し、15 年 9 月及び 16 年 9 月の定時決定における申立人に係る「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」の写しを見ると、同社から社会保険事務所(当時)に対して届出がされた算定基礎月に係る報酬月額は、前記の賃金台帳及び源泉徴収簿の写しに記載された支給金額のとおりとなっており、これに基づき

決定された申立人の標準報酬月額は、15年9月は22万円、16年9月は24万円であったことが確認でき、当該標準報酬月額は、オンライン記録上の同報酬月額とも一致している。

さらに、A社における申立人の同僚が所持する申立期間の一部に係る給与明細書によると、当該期間の厚生年金保険料の控除額は、当該同僚のオンライン記録上の標準報酬月額に相当する保険料額と一致しており、また、別の同僚は、「私の標準報酬月額の記録に誤りはないと思う。同社の経理及び社会保険関係事務はきちんとしていたので誤った手続を行うことは考えられない。」旨の供述をしている。

加えて、申立人のA社に係るオンライン記録において、標準報酬月額が遡及して訂正された形跡は無く、当該記録に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事業は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。